役員の退職手当の支給状況(平成17年度上半期中に退職手当を支給された退職者の状況)

法人名:日本道路公団

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
総裁	3,905千円	1年	11月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
理事A	2,278千円	1年	8月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
理事B	10,795千円	4年	2月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
理事C	16,127千円	5年	4月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
理事D	1,822千円	1年	4月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
監事	1,648千円	1年	4月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。

法人名:首都高速道路公団

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
理事長	17,141千円	4年	9月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年首都公団規程第22号)附則第3項及び第8 項の規定に基づき算出。
副理事長	4,833千円	2年	4月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年首都公団規程第22号)附則第2項及び第8 項の規定に基づき算出。
理事A	6,728千円	3年	2月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年首都公団規程第22号)附則第2項及び第8 項の規定に基づき算出。
理事B	7,748千円	3年	6月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年首都公団規程第22号)附則第2項及び第8 項の規定に基づき算出。
理事C	14,223千円	4年	11月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年首都公団規程第22号)附則第3項及び第8 項の規定に基づき算出。
理事D	5,452千円	2年	9月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年首都公団規程第22号)附則第2項及び第8 項の規定に基づき算出。
監事	1,648千円	1年	4月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年首都公団規程第22号)附則第8項の規定に 基づき算出。

法人名:阪神高速道路公団

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
理事長	11,129千円	3年	10月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年阪神公団規程第16号)附則第3項及び第8 項の規定に基づき算出。
副理事長	1,976千円	1年	3月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年阪神公団規程第16号)附則第6項の規定に 基づき算出。
理事A	1,708千円	1年	3月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年阪神公団規程第16号)附則第6項の規定に 基づき算出。
理事B	4,687千円	2年	6月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年阪神公団規程第16号)附則第2項及び第7 項の規定に基づき算出。
理事C	2,278千円	1年	8月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当 支給規程等の一部を改正する規程(平成15 年阪神公団規程第16号)附則第6項の規定に 基づき算出。

法人名:本州四国連絡橋公団

	么人们 . 本州四国建作情公园							
区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要		
総裁	5,621千円	2年	4月	H17.9.30	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。		
副総裁	4,242千円	2年	2月	H17.9.30	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。		
理事A	3,553千円	2年	1月	H17.8.15	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。		
理事B	3,667千円	2年	2月	H17.9.30	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。		
理事C	6,983千円	3年	3月	H17.9.30	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。		